



1 目的と目標

(1) 目的

① 都市緑化マニュアルの目的

「福岡市都市緑化マニュアル」は、現状の緑の質や量を把握し将来の緑のあるべき姿を位置付けている「福岡市緑の基本計画」に基づき、市民・企業・行政がパートナーシップのもとに自然と共生する緑のまちづくりを推進することを目的とし、民有地や公共公益施設の緑化を行う場合の技術的なマニュアルとして活用します。

- 市民・企業・行政が共働で行う緑のまちづくり。
- 市民・企業・行政が自然との共生による緑のまちづくり。
- 民間施設や公共公益施設における新たな緑化空間の取り組み。

② 都市緑化の意義

地球規模での環境の悪化が問題となっている現在、都市に生活する私たちは快適で豊かで安全な都市空間の目指すべき方向性を共有し、行政と市民が共働して緑の保全・創造に努め、次世代に継承していかなくてはなりません。

- 緑はゆとりとうるおいのある豊かな生活環境を創造します。
- 緑や香りにふれあうことで精神面では安らぎの療法など様々な役割を担っています。
- 都市における緑の規模は物質面で大気浄化や温暖化など様々な役割を担っています。
- 緑は建物や道路等と同じように都市を構成する大切な社会資本(環境基盤)です。

◆緑の6つの役割

都市環境の改善

- ヒートアイランド現象の緩和
- CO₂の吸収とO₂の供給、大気中の浮遊物の吸着
- 雨水の保水機能、気候や水循環をコントロール

生物の生息・生育環境の維持

- 生態系を支える基盤
- 多様な生物の生息地
- エコロジーネットワークの形成

レクリエーションの場の提供

- ストレスや疲れを癒す散策
- 休養、遊び、健康増進の場

災害の防止、避難地の確保

- 防風、防火
- 土砂流出、崩壊防止
- 洪水の緩和

美しくやすらぎのある風景の形成

- 都市景観に彩りややすらぎを与える
- 原風景の形成

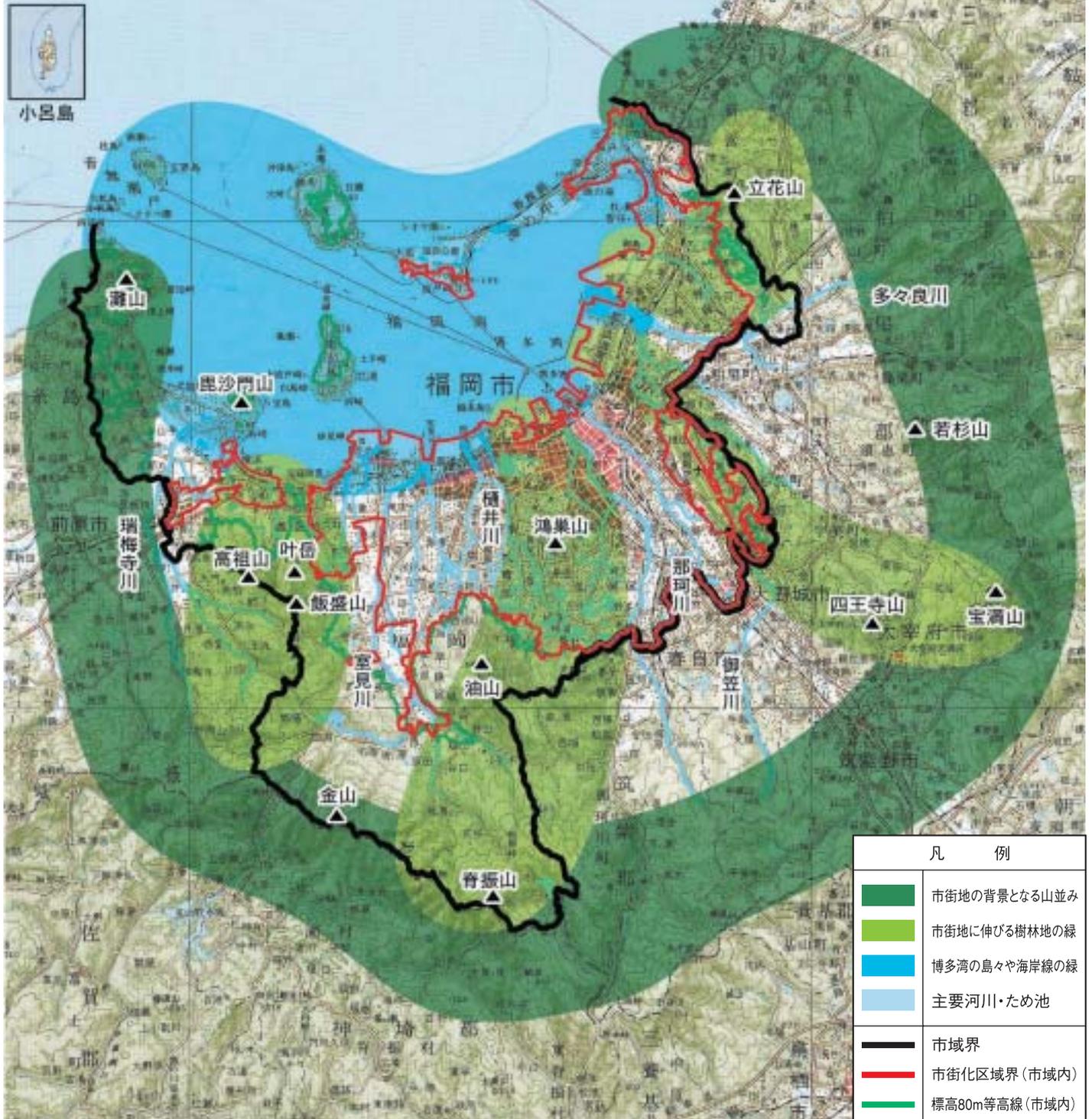
歴史的風土の継承

- 歴史を物語る1つの要素
- 風土を構成する要素

(2) 都市緑化の現況と目標

① 福岡市の緑の現況

福岡市の市街地は脊振山系と東側の三郡山系に囲まれ、そこから博多湾に注ぐ河川がつくり出した沖積平野上に形成されています。背景となる山並みや博多湾の水面が市街地を取り囲み、山と海が身近に感じられることが福岡市の特徴で、この地形的特性によって緑の骨格が形成されています。



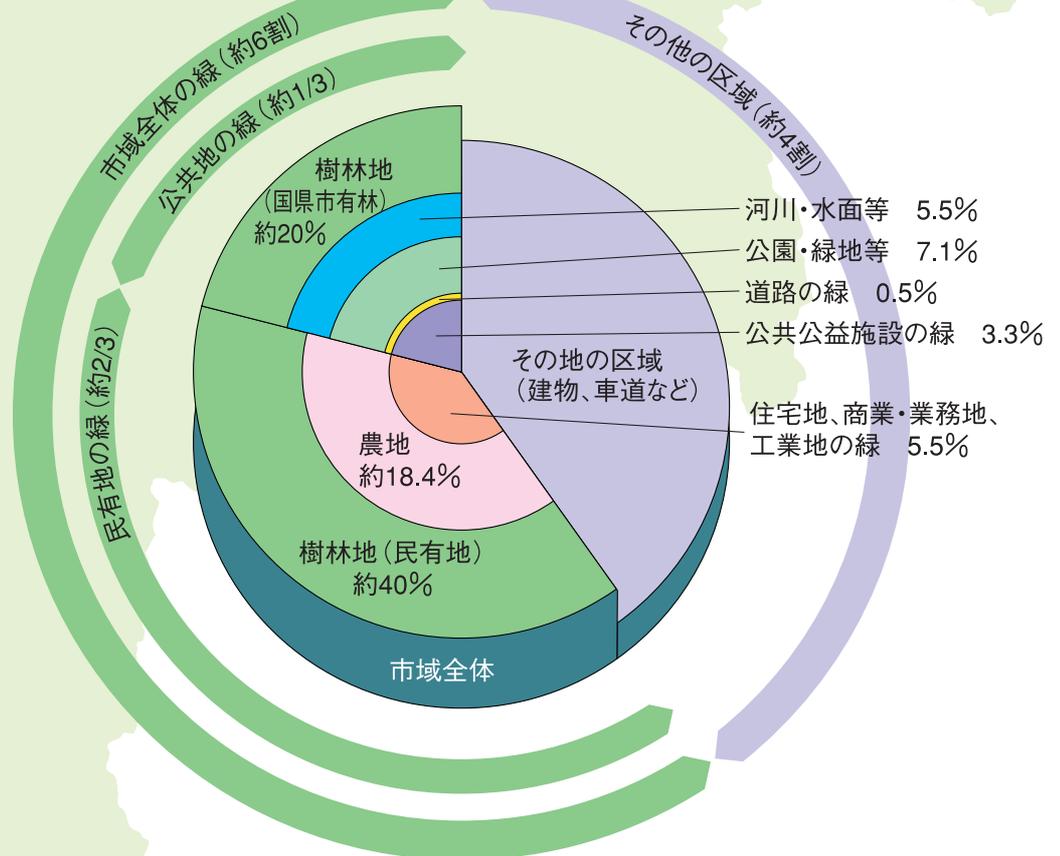
「この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図(福岡)を使用したものである。」

(2) 都市緑化の現況と目標

平成8年4月1日現在、福岡市の緑の面積及び緑被率は以下のようになっています。

区 分		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)
保全系の緑	樹林地	11,778	11,778	100.0	59.7
	農地	3,631	3,631	100.0	18.4
	河川・水面等	1,095	1,095	100.0	5.6
	小計	16,504	16,504	100.0	83.7
創出系の緑	公園・緑地等	1,395	1,395	100.0	7.1
	道路	3,148	89	2.8	0.5
	公共公益施設	2,379	658	27.7	3.3
	住宅地	5,793	1,002	17.3	5.1
	商業・業務地	1,315	62	4.7	0.3
	工業地	571	16	2.8	0.1
	小計	14,601	3,222	22.2	16.3
その他	2,576	0	0.0	0.0	
合計		33,681	19,726	58.6	100.0

◆緑の構成イメージ



※公共地・民有地の区分は概略の区分です。 ※数字(%)は、市域全体の緑に対する割合です。

(2) 都市緑化の現況と目標

② 福岡市緑の基本計画

■ 緑の基本計画

「都市緑地保全法」に規定された市町村が独自に定める都市の「緑」の分野全般に関する総合計画で、市民・企業・行政が一体となって緑のまちづくりに取り組むために、将来の緑のあり方や施策、市民活動の実現に向けての行動指針を示したものです。

■ 基本理念

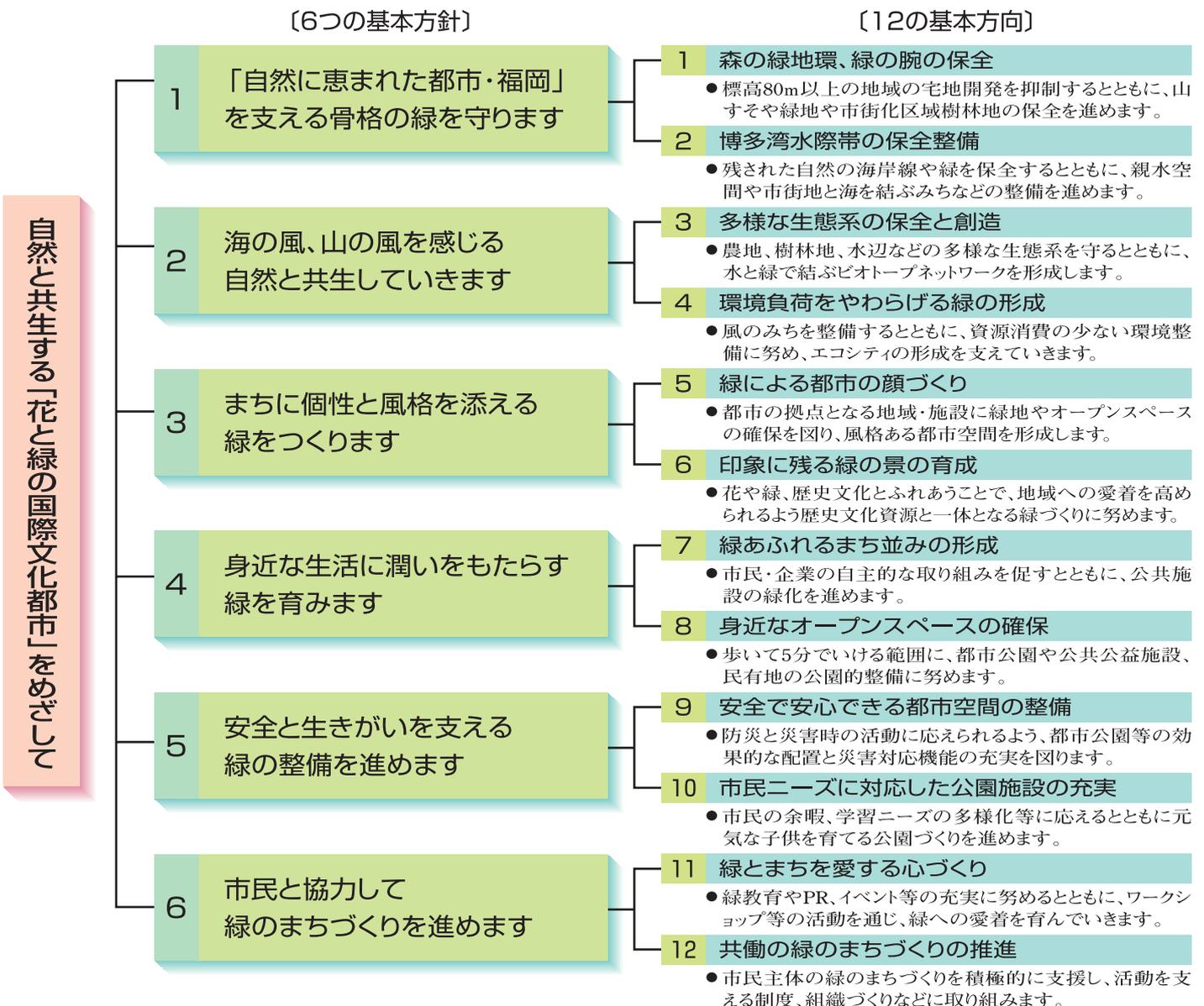
自然と共生する「花と緑の国際文化都市」をめざして

■ 6つの基本方針と12の基本方向

福岡市の緑の将来像を実現していくための基本方針、施策の展開等の基本方向は次のとおりです。



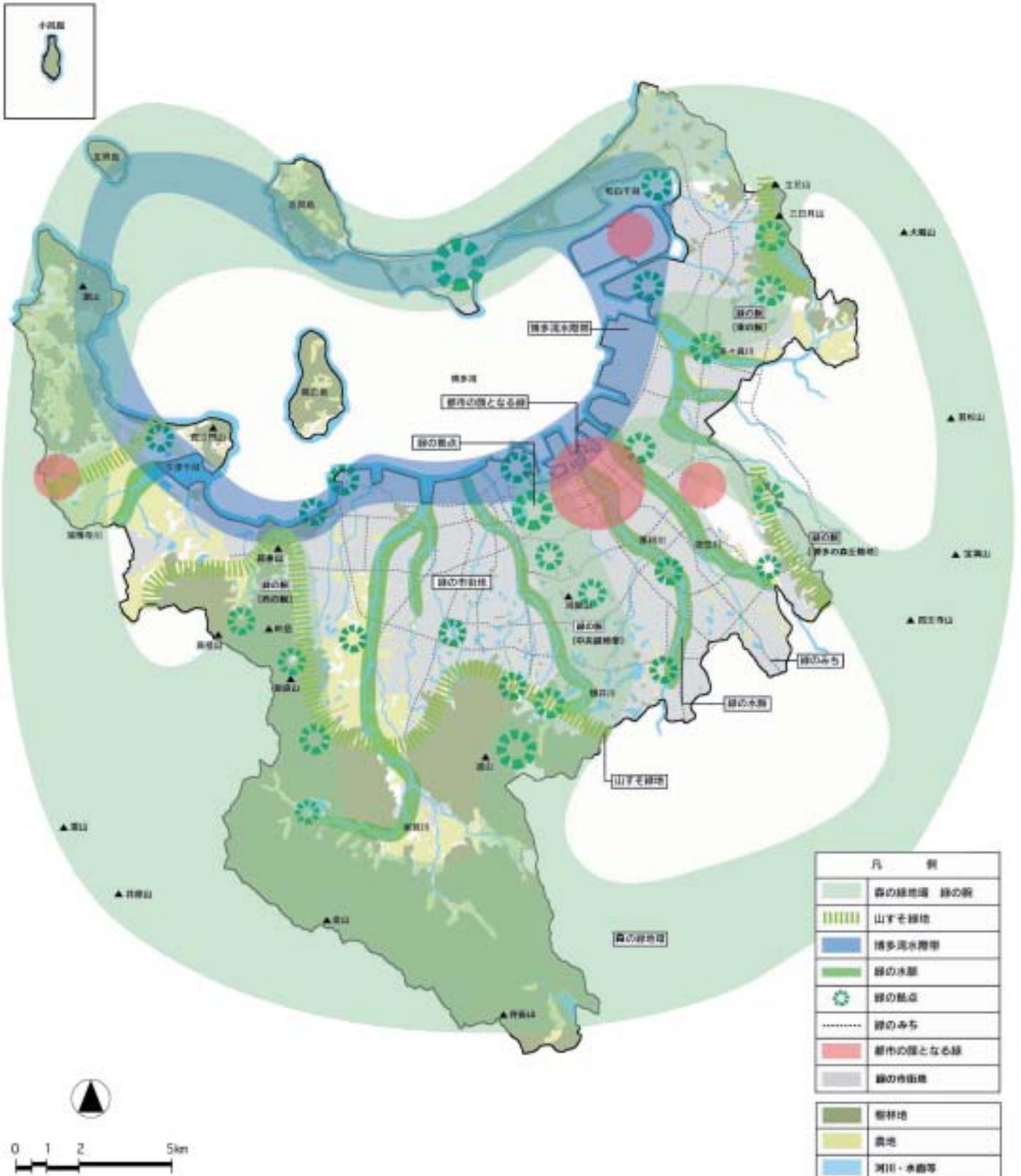
志賀島



(2) 都市緑化の現況と目標

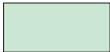
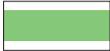
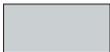
◎緑の将来像図

市民と行政が共通の認識をもって緑のまちづくりを進めていくことができるよう、将来の福岡市の緑のあるべき姿を示したものです。



(2) 都市緑化の現況と目標

緑の将来像の構成要素

緑 の 骨 格	森の緑地環 緑の腕 	森の緑地環 <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地と博多湾を環状に囲むボリューム感あふれる森林の緑。 ● 志賀島～海の中道～三郡山地～糸島半島と連なる自然の山地や丘陵で構成。 ● 快適な都市環境や生態系を維持し、やすらぎをもたらすふさと風景の基盤。
		4本の緑の腕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「森の緑地環」から市街地へ伸びる4本の緑地の帯。 「東の腕」：立花山～松崎・名島丘陵地帯 「博多の森丘陵地」：四王寺山～板付丘陵地～東平尾公園 「中央緑地帯」：油山～鴻巣山～南公園～大濠公園・舞鶴公園～西公園 「西の腕」：曲淵から飯盛山～叶岳～長垂山 ● 丘陵地の樹林や大規模な公園、緑豊かな市街地で構成。 ● 市街地の生活環境や生物の生息・生育環境、美しい都市の景観形成の軸。
		山すそ緑地  <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地を囲む山並みのすそ部の開発圧が高い自然の緑。 ● 「森の緑地環」「緑の腕」のうち市街地に面する標高80m以下の樹林地で構成。 ● ふさと風景を継承し、土砂災害等から市民の生活を守る緑。
	博多湾 水際帯 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然に恵まれた都市福岡の大きな特徴である博多湾を囲む、ウォーターフロントの連続する緑。 ● 自然海浜、干潟、海岸林、臨湾地区の緑等で構成。 ● 生物の生息・生育や市民の休息・レクリエーションの場となり、博多湾を巡る歴史的風土の主軸を形成する。
緑 の 街 並 み	緑の水脈 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「森の緑地環」と博多湾を結び市街地を貫流する連続する水辺の緑。 ● 多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川などの主要な河川と河川沿いの緑で構成。 ● 都市気候の調整役を果たし、身近な潤いとレクリエーションの場を提供する緑。
	緑の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地に点在し、さまざまな緑の機能を果たすまとまった緑とオープンスペース。 ● 大規模な公園等で構成。 ● 健康増進や休息、地域コミュニティ、防災、環境形成の核となる緑。
	緑のみち 	<ul style="list-style-type: none"> ● 骨格となる緑や点在する緑の拠点をつなぐ緑。 ● 幹線道路の街路樹や、緑道等の線的な緑で構成。 ● 市民の日常生活の安全性を確保し、生物の生息域を広げる緑のネットワークを形成する緑。
	都市の顔 となる緑 	<ul style="list-style-type: none"> ● 九州の中心都市、国際都市にふさわしい緑の市街地を形成すべき地域。 ● 博多駅から天神にかけての都心部やアイランドシティ、空港などにおける公共地、民有地の全ての緑で構成。 ● 都市の個性を象徴し、美しくやすらぎのある風景のモデルとなる緑のまちづくりを展開。
	緑の市街地 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な緑が散りばめられた市街地。 ● 公園緑地、社寺林、農地、ため池、史跡・遺跡、公共公益施設、住宅地・商業地・工業地等の民有地の緑で構成。 ● 潤いとやすらぎに満ちた生活を支える緑。

(2) 都市緑化の現況と目標

③ 緑の将来目標

緑が失われやすいものであることをふまえて、今後は、緑地保全地区や都市公園、また緑地協定などの“担保性のある緑”の増加をさらに推進し、緑全体の増加に努めます。



■担保性のある緑とは

都市公園や公共団体が施設した公園的整備、道路や公共施設内の緑、河川、自然公園、緑地保全地区等の区域、風致地区や緑地協定区域内の緑など、法令や協定によって永続性が担保された緑です。

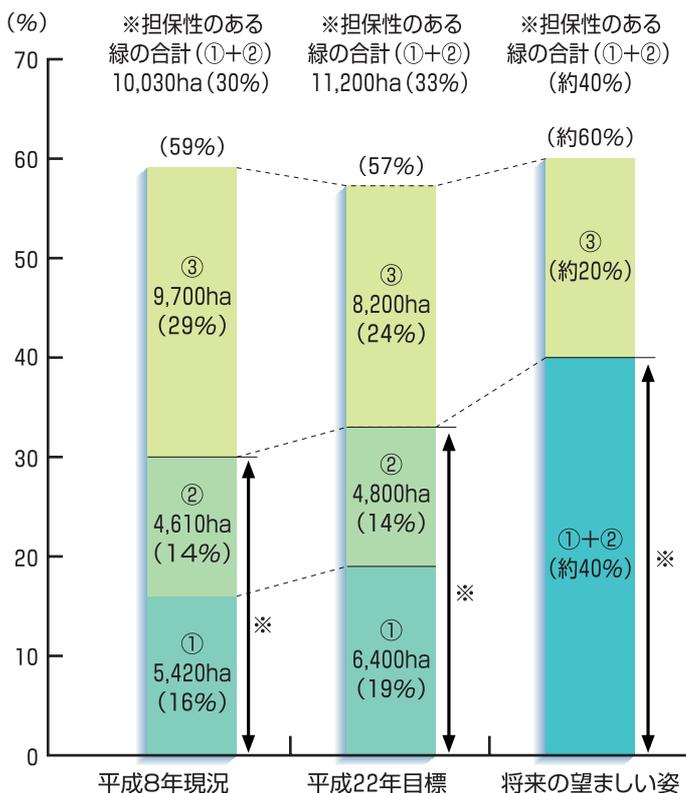
■将来の望ましい姿

全市域における“緑”の割合(緑被率)……………約60%

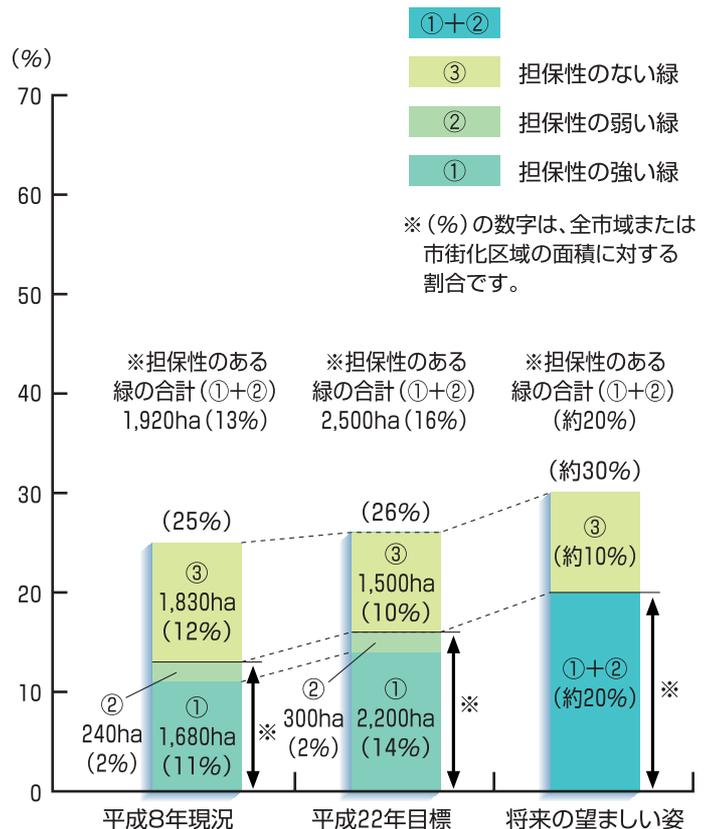
全市域における“担保性のある緑”の割合……約40%

全街化区域における“担保性のある緑”の割合…約20%

全市域



市街化区域



■担保性を視点とした緑の種類

●担保性のある緑

○担保性の強い緑—都市公園法で設置した公園緑地、条例で設置した公園緑地（準都市公園）、港湾緑地、史跡・遺跡の公園的整備、公営住宅の児童遊園、各種処理施設の公園的整備、公共団体が設置した市民農園、道路の緑、公共公益施設内の緑、公開空地、工場立地法に基づく植栽地・環境施設、緑地保全地区、自然公園（第1種特別地域）、保安林、農用地区域、生産緑地地区、河川、ため池、海浜

○担保性の弱い緑—緑地保全林地区、市民緑地、風致地区内の民有の樹林地・植栽地、緑地協定区域内の民有の樹林地・植栽地、地区計画で定める緑地、自然公園（第2・3種特別地域、普通地域）、民間が設置した市民農園、空港周辺移転補償跡地の公園的整備、借地や遊休地活用による公園的整備（地域交流広場・児童広場・高齢者広場・田園スポーツ広場・遊休地活用運動広場）、民間の遊園地、ゴルフ場

●担保性のない緑—農用地区域以外の農地・樹林地、民有地の緑など



室見川河川敷